



# 法人 ながおか

酷暑の夏が過ぎ去り、日増しに気温も  
下がり季節は秋へ。  
紅葉の見頃を迎えた湯沢に出かけた  
際、偶然ニホンカモシカに遭遇。  
こちらを振り返り紅葉の山々に誘っ  
てくれているのかな？

写真提供：長岡市美術協会写真部門  
題 字：山本享靖氏  
(第66代長岡税務署長)

2018 秋号

vol.133



公益社団法人 長岡法人会

## 着任のごあいさつ

長岡税務署長 山崎 正弘

この度の人事異動で、関東信越国税局国税広報広聴室長から長岡税務署長として着任いたしました山崎でございます。私は長岡市の出身であり、地元では初めての勤務となります。前任の桜井同様よろしくお願ひ申し上げます。

公益社団法人長岡法人会の会員の皆様方には、様々な活動を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組むなど、税務行政に対しまして、日頃から深いご理解と多大なご尽力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

長岡法人会におかれましては、「健全な納税者の団体」として、また、税務行政の良き理解者として、各種研修会の開催や国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進、「自己点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に貢献されていると伺っております。

また、租税教室について多くの講師を派遣されているほか、女性部会を中心に小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施されるなど、租税教育の充実にも積極的に取り組んでいただいております。

こうした皆様方の活動は、広く一般に向けて税に対する理解と関心を持っていただく上で非常に意義深いものであり、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

これもひとえに、小林会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の熱意と献身的なご尽力の賜物であり、心から敬意を表する次第でございます。

さて、ご承知のように、来年10月から消費税率10%への引き上げと消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といたしましては、納税者の皆様が軽減税率制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告と納税ができるよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応に引き続き取り組んでいくこととしております。

長岡法人会の皆様におかれましては、納税者

の皆様が同制度を十分に理解していただけるよう、会報誌による制度の周知や研修会の開催など、引き続きお力添えをいただきながら、今後も変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、私ども国税当局は、国民の皆様からの理解と信頼の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを使命とし、善良な納税者の方々には親切丁寧に、悪質な納税者には厳正な態度で臨み、さらに、経済社会のICT化・国際化の変化への適切な対応が重要であると考えております。

また、平成29年6月に国税庁から「税務行政の将来像」が公表され、ICT・AIやマイナンバーなどの活用により、納税者の利便性の向上、課税・徴収事務の効率化・高度化を進めて納税者の信頼を確保していくこととしております。

更に、大法人の電子申告が義務化されるとともに、申告手続の簡素化を推進し、中小法人や個人の納税者の方々にも、e-Taxの利用を進めていくこととしております。

しかしながら、これらの税務行政を取り巻く課題を解決していくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、皆様のお力添えが不可欠であることから、今後とも税務行政の良き理解者として一層のご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人長岡法人会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。



## 幹部のご紹介



曾我 高志  
副署長

《出身地》  
新潟県新潟市  
《趣味》  
スポーツ観戦、  
ジョギング

# 受彰おめでとうございます



## 小林会長 財務大臣表彰を受彰!!

小林会長が平成30年度納税表彰において最高位の財務大臣納税表彰を受彰されました。この表彰は、2年前の国税庁長官表彰に続くもので、小林会長の多年にわたる長岡法人会活動を通じて納税思想の向上に顕著な功績を挙げたとして、その功績を称えたものです。

今年度の財務大臣表彰受賞者は全国で50人、表彰式は東京港区の三田共用会議所で行われました。

**理事会開催のご案内**

**日時** 平成30年11月19日（月） 正午～

**場所** 長岡グランドホテル 2階 悠久北の間

## 「税と文化講演会」を開催いたします


**日時**：平成30年11月19日（月）  
午後2時～午後4時30分

**場所**：長岡グランドホテル 2階 悠久の間

第一部「くらしを支える税」  
長岡税務署長 山崎 正弘 氏

第二部「世界一受けたい日本語授業」  
日本語学者 金田一秀穂 氏

※事務局までお申し込みください



## 会員親睦ゴルフ大会



7月26日長岡カントリー倶楽部において、43名が参加して第11回会員親睦ゴルフ大会が開催されました。

<個人戦>		<団体戦>	
優勝	五十嵐 達男	長岡支部	
準優勝	長谷川佐久信	税理士会長岡支部	
第3位	大井 尚敏	寺泊支部	

## 第36回県法連青年部会連絡協議会合同セミナー糸魚川で開催

9月20日午後2時30分より、糸魚川市「ヒスイ王国館」において、県法連青年部会連絡協議会合同セミナーが、県内13単位会の青年部会員ほか99名が出席して開催されました。当会青年部会からも長谷川部会長ほか3名が出席しました。

記念講演は、プロレスラー・タレント・映画監督また会社専務のスーパー・ササダンゴ・マシン氏の「明日から使えるプレゼンスキルUP講演会」でビジネスシーン必須のプレゼン術を教わりました。



## 第15回県法連女性部会連絡協議会合同セミナー柏崎で開催されました

10月18日（木）午後2時より柏崎市「メトロポリタン松島」において、県内11単位会の女性部会員ほか144名が参加して県法連女性部会連絡協議会合同セミナーが開催されました。

当会から星野部会長ほか9名が出席しました。

ブルボンウォーターポロクラブ柏崎総監督の青柳勸氏が「水球によるまちづくり～これからのクラブの役割～」の演題で記念講演が行われました。



## 高崎法人会・長岡法人会 女性部会の意見交換会を開催しました

10月16日（火）高崎法人会女性部会との意見交換会を開催いたしました。法人ながおかの題字を書いていただいた第66代長岡税務署長山本亨靖氏のお声掛けにより開催となったものです。

高崎法人会から会長、女性部会長他32名、総勢53名で女性部会の活動について意見交換を行いました。



## 長岡市立東中学校 租税教室

7月12日東中学校で租税教室を開催しました。鷲尾講師のオリジナルDVDを視聴し、3年生4クラス135名が税金の勉強をしました。



## 長岡まつり 大民踊流し

今年も8月1日長岡まつり前夜祭大民踊流しに女性部会有志ほか26名が参加し、「長岡甚句」「大花火音頭」を華麗に踊り前夜祭を盛り上げました。



## 市民活動 フェスタ

9月8日(土)アオーレ長岡で市民活動フェスタに参加しました。長岡税務署から応援をいただき、青年・女性部会員ほか12名で207名に税金クイズを実施しました。



## 森林ボランティア 活動

10月14日(日)八方台育樹・植樹に参加しました。今年は天候に恵まれ、晴天の中、総勢110名で良い汗をかきました。



# 税務署だより

## 長岡税務署定期異動

平成30年7月10日付  
(役付職員)

所属	職名	新任者		前任者	
		氏名	旧所属	氏名	新所属
署長	山崎 正弘	国税局 総務部 国税広報広聴室長	桜井 昇	関東信越国税不服審判所 管理課長	
副署長	曾我 高志	税務大学校 関信研修所 主任教育官	竹澤 孝行	国税局 総務部 税理士監理官	
総務課	総務課長	内田 乾一	富岡署 総務課長	北上 幸夫	国税局 徴収部徴収課 補佐
	課長補佐	長岡 忍	国税局 総務部会計課 経費第一係長	飯塚 克江	国税局 総務部会計課 経費第二係長
	総務係長	田村 杏子	長岡署 酒類指導官 上席調査官	伊藤 祥	国税局 総務部営繕監理官 主任
	会計係長	田村 健史	国税局 二部酒税課 実査官	志田ゆかり	三条署 管理運営・徴収 徴収官
	庁舎管理係長	小野 哲弘	国税局 調察部調査七 調査官	高橋 翔吾	新潟署 管理運営一 徴収官
税務広報官	広報官	宮本 鉄也	新潟署 特官(開発) 総括上席	阿達 真弓	川越署 個人一 連絡調整官
管理運営一	統括官	高橋 操	留任		
	総括上席	宮本 政則	春日部署 管理運営二 上席徴収官	木村 政秀	館林署 管理運営二 上席徴収官
管理運営二	統括官	家合 英夫	新潟署 法人二 統括官	金塚 栄子	新潟署 管理運営三 統括官
特官(徴収)	特官	三富 敏明	留任		
特官(徴収)	特官	中島桂一郎	留任		
徴収	統括官	小林 勝	朝霞署 徴収 上席徴収官	吉田 宏	国税局 徴収部特整総括二 評価公売専門官
特官(所得)	特官	竹之内雅人	留任		
	統括官	池田 聡	留任		
	総括上席	藤石 幸宏	高田署 個人一 総括上席	金子 太	上田署 個人一 総括上席
個人二	統括官	横山 正治	国税局 調察部査察一 主査	相村 亮一	三条署 個人二 統括官
	統括官	土田 信治	留任		
個人三	統括官	関 朗	宇都宮署 国際税務専門官(個人)	持田 修	西川口署 個人四 統括官
審理(個人)	専門官				
資産	統括官	早川 正	諏訪署 資産 統括官	青山 憲一	国税局 一部資料調査二 総括主査
特官(法人)	特官	山田 文幸	新潟署 特官(法人) 特官	吉田 信治	退官
特官(法人)	特官	若杉 正志	留任		
	統括官	田中 克幸	留任		
法人一	統括官	浦野 政浩	留任		
	総括上席	本間 貴晶	浦和署 法人七 統括官	齋藤 繁	新潟署 法人七 統括官
法人二	統括官	桐生 直樹	留任		
法人三	統括官	篠原 幸雄	留任		
審理(法人)	専門官				
酒類指導官	指導官	星野 学	留任		
	指導官	住吉 雅彰	国税局 二部統括官(酒税) 調査官	梨本 俊明	国税局 二部酒税課 連絡調整官

### 開催した諸会議

共益事業推進委員会	7月 4日(水)	親睦ゴルフ大会
常任理事会	8月27日(月)	中間事業報告
女性部会役員会	8月30日(木)	活動打合せ
推進会議	9月25日(火)	福利厚生制度
女性部会意見交換会	10月16日(火)	高崎法人会
広報委員会	10月19日(金)	編集会議

### 出席した諸会議

青年部会正副会	7月 3日(火)	県連
事業研修委員会	7月 4日(水)	全法連
女性部会正副会	7月 6日(金)	県連
理事会・福利厚生連協	9月 5日(水)	県連
事務局研修会	9月13日(木)	県連
青年部合同セミナー	9月20日(木)	県連
女性フォーラム実行委員会	9月26日(水)	県連
税団協正副会長会議	9月27日(木)	税務署管内
女性部合同セミナー	10月18日(木)	県連
福利厚生制度連協	10月31日(水)	県連



# インターネットで 確定申告ができます！



STEP

## 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！

94%の方が役立つ  
と回答

利用者の感想

利用率

2人に1人が利用

STEP

## 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

## 3 申告書を提出 申告書の提出はe-Tax（データ送信）または郵送等で！

### e-Taxで送信して提出

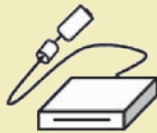


マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方

#### マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

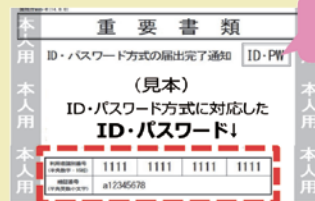
- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダー



#### IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式) (注)

IDとパスワードは…

平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。



ID・PW  
が目印

発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

(注)・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

### 印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



## いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。さらに、平成31年1月からは…

### スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

### ID・パスワード方式で申告完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Taxで送信すれば申告完了！**
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの **添付書類は提出不要！**
- **申告書の控えは** PDF形式で **スマホに保存！**



確定申告書等  
作成コーナーへ！

※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用の上、申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。  
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

経営者が、  
重大疾病に  
かかった時の  
そなえを確保。



## Jタイプ

[無配当重大疾病保障保険]は、  
重大疾病による  
生存リスクから  
企業を守ります!



引受保険会社



新潟支社 長岡営業所/  
新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F)  
TEL 0258-32-1951

## 編集後記

鷲尾達雄


租税教室の講師を始めて、かれこれ10年近く経とうとしております。小学生より中学生の方が個々の学習能力などの差が大きく、限られた時間の中で、全ての子供たちへ楽しく、かつ、役立つ授業をするのは、とても大変です。中学校の先生は偉大だ！と、常々感じております。

そこで、今回、従来と違った形で試みました。教えるというよりは、考えてもらおう！と。たまたま、ジャーナリストの池上彰さんの番組で、『富裕層だけで独立した街』という番組をやっていたので、それを録画し中学生に見てもらいました。税金とはどう使われるべきか？をグループで討論し発表してもらったのです。お金持ちだけが独立して、税金を自分たちが納得できる使い方を目指した街。一方、残された街は税収が激減し、最低限の公共サービスすら受けられない。こんなアメリカの現実を見せて、中学生達はどのような反応をするか？試してみた訳です。

自分が払った税金は自分の為に使って欲しい！という考え方。税金は弱者の為に使うべき！という考え方。グループ毎の発表の段階となり、さあ～、どうなるか？

残念ながら、全てのグループが弱者の為に使って欲しい！という内容でした。みんな優等生で、つまらんなあ～。僕としては、アメリカ的な発想を支持するグループも出てきて、両サイドでディベートさせたかったのですが……。

消費税期限内納付  
推進運動  
実施中!



法人会

消費税には申告・納付期限<sup>※1)</sup>があります。

申告・納付にはe-Tax<sup>※2)</sup>が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>※2)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>※1)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>※1)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>※4)</sup>

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から起算し、個人事業者は発生の3月31日までに消費税の申告と納付を行ふ必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が義務です。

※3 地方消費税を含まない消費税をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額の0.6%以内の確定申告、課税の中間申告書を提出する等の義務を履行した場合には、任意に中間申告・納付を行うことができます。

## 法人 ながおか vol.133

公益社団法人 長岡法人会  
長岡市坂之上2丁目1番地1  
電話 0258-35-0328  
FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会  
委員長 鷲尾達雄

印刷所 吉原印刷株式会社